

◎ 千葉地方裁判所規程第一号

千葉地方裁判所及び千葉家庭裁判所当直規程を次のように定める。

平成二十一年三月三十日

千葉地方裁判所

千葉家庭裁判所

千葉地方裁判所及び千葉家庭裁判所当直規程

(目的)

第一条 千葉地方裁判所の本庁（以下、「地裁本庁」という。）、松戸支部（以下、「地裁松戸支部」という。）、木更津支部（以下、「地裁木更津支部」という。）及び八日市場支部（以下、「地裁八日市場支部」という。）（それぞれ各所在地の簡易裁判所及び検察審査会を含む。以下同じ。）並びに千葉家庭裁判所の本庁（以下、「家裁本庁」という。）、松戸支部（以下、「家裁松戸支部」という。）、木更津支部（以下、「家裁木更津支部」という。）及び八日市場支部（以下、「家裁八日市場支部」という。）の執務時間外における令状事務の取扱い、文書等の

受付、火災及び盜難の防止等のため、地裁本庁及び家裁本庁、地裁松戸支部及び家裁松戸支部、地裁木更津支部及び家裁木更津支部並びに地裁八日市場支部及び家裁八日市場支部にそれぞれ合同の当直を置く。その他の庁においては、千葉地方裁判所長及び千葉家庭裁判所長が特に必要と認めた場合を除き、当直を置かない。

(当直の場所)

第二条 地裁本庁及び家裁本庁の当直における事務の処理は千葉地方裁判所庁舎において、地裁松戸支部及び家裁松戸支部、地裁木更津支部及び家裁木更津支部並びに地裁八日市場支部及び家裁八日市場支部の当直における事務の処理は各支部庁舎において、それぞれ取り扱う。

(当直事務掌理者等)

第三条 当直に関する事務は、地裁本庁においては千葉地方裁判所事務局長、家裁本庁においては千葉家庭裁判所事務局長、各支部においては各支部長がそれぞれ掌理し、それぞれの事務局総務課長（各本庁）、庶務課長（各支部）が分掌する。

(当直の種類及び勤務時間)

第四条 地裁本庁及び家裁本庁並びに地裁松戸支部及び家裁松戸支部の当直は日直

及び宿直とし、地裁木更津支部及び家裁木更津支部並びに地裁八日市場支部及び家裁八日市場支部の当直は日直とする。日直は、裁判所の休日に關する法律（昭和六十三年法律第九十三号）第二条の裁判所の休日（以下「休日」という。）に置き、宿直は、平日及び休日に置く。

2 地裁本庁及び家裁本庁における日直は、日直第1班、日直第2班及び日直応援班の三班態勢とし、地裁松戸支部及び家裁松戸支部における日直は、日直第1班及び日直応援班の二班態勢とする。

3 地裁本庁及び家裁本庁における日直及び宿直の勤務時間は、次のとおりとする。
一日直第1班の勤務時間は、午前八時三十分から午後五時〇〇分までとし、日直第2班の勤務時間は、午前十時から午後六時〇〇分までとし、日直応援班の勤務時間は、午前十一時〇〇分から午後六時〇〇分までとする。

二 平日の宿直の勤務時間は、午後五時〇〇分から翌日の午前八時三十分までとする。

三 休日の宿直の勤務時間は、午後五時〇〇分から翌日の午前八時三十分までとする。

4 地裁松戸支部及び家裁松戸支部における日直及び宿直の勤務時間は、次のとお

りとする。

一 日直第1班及び日直応援班の勤務時間は、午前八時三十分から午後五時〇〇分までとする。

二 平日の宿直の勤務時間は、午後五時〇〇分から翌日の午前八時三十分までとする。

三 休日の宿直の勤務時間は、午後五時〇〇分から翌日の午前八時三十分までとする。

5 地裁木更津支部及び家裁木更津支部並びに地裁八日市場支部及び家裁八日市場支部における日直の勤務時間は、午前八時三十分から午後五時〇〇分までとする。

(当直員)

第五条 当直員は、千葉地方裁判所及び千葉家庭裁判所の裁判官以外の裁判所職員を充てる。

(当直員の数)

第六条 当直員の員数は、当直事務掌理者が定める。

(当直の割当て)

第七条 当直の割当ては、当直事務掌理者が当直員名簿に基づいて行う。

2 当直の割当ては、日直、平日の宿直及び休日の宿直に区分して行う。

(当直の割当ての変更)

第八条 当直の割当てを受けた者が公務出張、病気その他やむを得ない事由によって当直をすることができないときは、あらかじめその旨を申し出て、当直の割当ての変更を求めることができる。

(当直の免除)

第九条 当直事務掌理者は、相当と認めるときは、所属する職員の当直の一部又は全部を免除することができる。

(備付帳簿)

第十条 当直室に、当直事務掌理者が定める帳簿等を備え付ける。

(当直に関する必要な定め等)

第十一條 当直事務掌理者は、当直事務に関し、この規程に定めるもののほか、必要な事項を定め、緊急の事態等に対処するため具体的措置をとることができる。

附 則

1 この規程は、平成二十一年四月一日から施行する。

千葉地方裁判所平成六年規程第一号及び千葉家庭裁判所平成六年規程第一号

(平成六年六月二十四日制定)は、平成二一年三月三十一日限り、廃止する。

附 則

この規程は、平成三十一年五月二十三日から施行する。

附 則

この規程は、平成三十年九月一日から施行する。